

ある読者からのおたより②

前回紹介した歌詞について、ナカニシヤ出版『フェミニスト現象学 経験が響きあう場所へ』の第12章、酒井麻依子「なぜ「私」が傷つくのか」アイデンティティの交差性と差別」を読んだうえで私が思うことを以下に述べたい。

ユダヤ系ドイツ人哲学者のカール・レーヴィットによれば、最初から確固たる自己が存在するのではなく、自分は周囲の他者と同じか異なるかという関係性の中で自己に様々な属性が付与されていくのだという。多様な他者との出会いで自己が様々な属性を帯びていき、唯一の存在として確立されていく。私は何者なのか？その問いに対し、少なくとも「他者ではない」と分かる。

「Maybe Man」の「僕」は「神なり」の部分から、無条件に愛され、聞きたいことだけが聞ける、そんな関係では自分が誰なのか知ることができないと考えている。裏返すと、傷つかない限り「僕」が誰であるかは分かりようがない、ということだ。

レバノン出身のフランス人作家アミン・マアルーフが指摘しているところによると、

自己の帯びる属性のなかでも傷ついた経験と結びつくものは強いアイデンティティになりやすいのだという。

この歌詞の場合なら「僕」は傷を必要としているのではないかと私は感じる。「僕」は強いアイデンティティを渴望しているのかもしれない。

自己は他者との同一性もしくは差異から属性を付与され、確立されていく。付与された様々な属性が数多く複雑に重なり絡み合うことで、自己は他者と異なる存在であると認識し確信を得るのだ。付与された属性とそれに伴う記憶には確実にマイナスなものも含まれるだろう。そういったマイナスな記憶は印象に残りやすく、だから自己のアイデンティティとして、重要な部分を占めやすいのではないだろうか。

「僕」はその負のアイデンティティが自己を知るために不可欠なものだと言っているように思う。愛されるだけでは自己、特定の個となるための差異は生まれれないのだ。傷は癒すという過程も含め、自己の核を形作る重要で強烈な要素だろう。

(3へ続く)

深谷太一弁護士 連載コラム④

【先月(5月)号の

弁護士コラムの続き】



法テラスを利用して無料相談や弁護士費用の立替を受けようとする場合の基準などを補足します。実際に利用できるかは、法テラスや担当弁護士にご確認ください。

1 収入と資産の基準

原則として、以下の両方を満たすことが必要です。例外等はリンク先をご参照ください。

(1) 収入

手取りの平均月収(賞与含む)で判断します。

川越市に、一人暮らしの場合、平均月収が「約18万円+家賃」、二人暮らしの場合、「約25万円+家賃」が基準です。ただし、家賃として加算できる金額には上限があります。

さいたま市など生活保護一級地(リンク先)にお住まいの場合には、基準額が異なります。

(2) 資産

現金と預貯金の合計額で判断します。

一人暮らしの場合、180万円以下、二人暮らしの場合、250万円以下です。

2 法テラスと契約している弁護士

埼玉県内で法テラスと契約している弁護士については、リンク先をご参照ください。

リンク先: 収入と資産の基準



リンク先: 生活保護一級地

<https://www.houterasu.or.jp/site/soudan-tatekae/seikatsuhogo-itkyu.html>

リンク先: 法テラス埼玉契約弁護士・司法書士

